

■補足事項（OCR 用紙記入に当たっての留意事項）

以下の事項について、ご注意ください。

1 OCR用紙に記載する内容について

- ・市町村番号は、「331009」をご記入ください。
- ・「申請日」及び「申請番号」は、同封の作成依頼書に記載の内容をご記入ください。

2 記入を行う筆記用具について

「主治意見書記入方法ご説明資料」4ページ「主治意見書 OCR シート記入ガイド」1(4)「濃さに注意」の項において、HB 0.5 mmのシャープペンシルが最適との記載があります。この項は、濃さについての説明ですので、同じ程度の濃さで記入することのできる筆記用具（ボールペン等）等で記入ください。

なお、記載する筆記用具によって、医師意見書の効力が失われることはありませんが、文字がにじんだり、擦れて文字が見えにくくなったり、文字が消えてしまう（消すことができる）筆記用具の使用は避けてください。

※文字がにじんできたり、消えてしまっている場合には、市担当者から記載内容を確認させていただくとともに、状況によっては、再提出をお願いする場合があります。

3 マークシートの記入を誤った場合

マークシートの記入を誤ってしまった場合は、訂正印等で修正してください。訂正印は、記入する文字枠にかからないようにご配慮ください。

※シートはスキャナーで読み取りすること、公文書であることに鑑み、修正テープ、修正液等による修正は行わないでください。

※訂正箇所が多くなりすぎて、正しい記入項目が確認しにくくなってしまった場合には、作成依頼をしました担当まで連絡ください。

4 パソコン等で入力した文字を OCR 用紙に印字することについて

お手元のパソコン等により入力したものを OCR 用紙に印字して提出いただいてもかまいません。提出いただいた資料はスキャナーで読み取りますので、文字の位置、大きさ、濃さ等にご留意ください。なお、ご提供できる入力のソフト等はありませんので、何卒、ご了承くださいませようお願いします。

※パソコン等で入力したものを印字する場合、次の事項等にご注意ください。

- ・厚生労働省作成の様式と出力位置が違うこと。
- ・日付項目、チェック項目については、文字の位置、大きさ、濃さ等に特にご配慮ください。文字記入欄については、極力、枠内からはみ出さないように入力ください。

5 厚生労働省作成の様式で医師意見書を作成して提出してしまった場合

誤って、厚生労働省作成の様式により医師意見書を作成して提出してしまった場合、記載内容が確認できる場合にはこのまま手続をさせていただきますが、次回以降医師意見書を作成する場合には、OCR 様式で記入くださいますようお願いいたします。

6 用紙を折って返送してもよいか。

用紙は、折り曲げていただいて問題ありません。

※このほか記載方法等について、疑問等ございましたら、

「岡山市保健福祉局障害福祉課管理係（TEL 086-803-1235）」にご連絡ください。